

愛知県有料道路運営等事業

実施方針

<修正版>

平成27年11月

愛知県道路公社

目 次

1	特定事業等の選定に関する事項.....	1
(1)	事業内容に関する事項.....	1
(2)	特定事業の選定方法に関する事項.....	14
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	15
(1)	民間事業者の募集及び選定方法	15
(2)	審査体制.....	15
(3)	選定の手順及びスケジュール（予定）	16
(4)	実施方針に関する手続き	16
(5)	実施方針の公表以降における手続き	17
(6)	応募者の資格等.....	21
(7)	優先交渉権者選定後の手続き	24
(8)	提出書類の取扱い	25
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	26
(1)	運営権者の義務等	26
(2)	運営権者による更新投資等の実施.....	26
(3)	リスク分担の考え方.....	26
(4)	運営権者の責任の履行の確保に関する事項	27
(5)	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	27
(6)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	29
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	31
5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置 に関する事項	32
(1)	実施契約に定めようとする事項	32
(2)	疑義が生じた場合の措置	32
(3)	準拠法及び管轄裁判所の指定	32
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	33
(1)	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	33
(2)	融資機関と公社との協議	34
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	35
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	35
(2)	株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	35
(3)	財政上及び金融上の支援に関する事項	35
(4)	その他の協力に関する事項.....	35
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	36

(1) 使用言語、通貨.....	36
(2) 応募に伴う費用の負担.....	36
(3) 情報提供.....	36
9 用語の定義	37
別紙1 運営権設定路線の概要	40
別紙2 改築業務及びこれらの工事場所等の概要.....	41
別紙3 有する技術の特殊性により参加制限を課す企業.....	42
別紙4 「道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」のうち、協力企業としての参加を限定的に認める業務.....	43
別紙5 用語の整理	44

【添付書類等】

- 様式1 守秘義務に係る誓約書
- 様式2 実施方針に関する説明会参加申込書
- 様式3 実施方針に関する質問・意見書

添付資料1 リスク分担表

添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について

【守秘義務対象資料】

- 資料1 要求水準書（案）
- 資料2 将来の収入及び支出の予測
- 資料3 モニタリング基本計画（案）
- 資料4 愛知県道路公社の概要
- 資料5 財務資料
- 資料6 料金体系の概要
- 資料7 過去の実績及び保有資産の概要

参考資料1 公社管理路線等の概要

参考資料1－1 三ヶ根山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ駐車場道路維持等
業務 標準仕様書（案）

参考資料2 県管理道路の概要

参考資料2－1 県道日進瀬戸線ほか2路線 道路維持管理業務 標準仕様書（案）

1 特定事業等の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

愛知県有料道路運営等事業（以下「本事業」という。）

イ 事業の対象となる公共施設等の種類

愛知県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路等

ウ 公共施設等の管理者等

愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘

エ 担当部署

愛知県道路公社 総務部総務課

住所：愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 19-30

電話番号：052-961-1621

メールアドレス：aichi-tollway-concession@aichi-dourokousha.or.jp

なお、実施方針に関し、公社の行う事務を支援するために、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を設置している。

- 1) 株式会社日本総合研究所（総合アドバイザー）
- 2) 株式会社エイト日本技術開発（技術アドバイザー）
- 3) デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（財務アドバイザー）
- 4) 西村あさひ法律事務所（法務アドバイザー）
- 5) 株式会社パデコ（技術アドバイザー）

オ 事業目的

公社は、「愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的」として昭和47年に設立され、現在、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）に基づき公社管理道路10路線の料金徴収等を行う

とともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき一般自動車道1路線の管理等を行っている。

本事業は、公社が特措法に基づき料金徴収等を行う公社管理道路の一部について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく認定を受けて、特措法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の特例を定める構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）に基づき、料金徴収を含む管理運営権を民間事業者に設定するものである。

これを受けて民間事業者が、近傍に立地する商業施設その他の施設を運営する事業と連携して公社管理道路運営事業を実施することで、当該道路の利便の増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による一層の低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な償還の実施を図ることを目的とするものである。

また、本事業は、公社が一定期間民間事業者に運営権（クに定める運営権をいう。以下同じ。）を設定してその運営を委ねるものであるが、公社も道路管理者及び施設所有者として、本事業において果たすべき役割と責任を有している。

その意味で本事業は、官民の多様な参加主体が、機能及びリスクを分担して業務遂行するとともに、密接に連携協力して相互補完（場合によっては相互依存）することで、共同で公の価値を創造し、それを利用者及び県民に提供して、事業全体としての目的（目標）及び「三方一両得」（利用者、民間事業者、県・公社の全ての主体が本事業の実施によるメリットを享受すること）を実現するものである。

項目	運営権設定路線		利便施設 (パーキングエリア)		地域活性化	
事業範囲	維持管理・運営	改築	附帯事業	任意事業	任意事業 (事業区域内)	任意事業 (事業区域外)
実施主体	運営権者（クで定める運営権者をいう。以下同じ。）					応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（運営権者を除く。）
目的 (事業全体)	低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な償還の実施 「三方一両得」の実現（利用者、民間事業者、県・公社の全ての主体が本事業の実施によるメリットを享受すること）					
目的 (事業区分)	安全・安心な道路、定時性の高い道路等		利便性・快適性の高い道路、収益性の高い施設等		対象地域の活性化等	

力 募集要項等

1) 審査における開示資料

本事業に係る公募への参加を希望する者に対して、公募の開始と同時に新たに開示する資料は、以下を想定する（①から⑧及び既に公表済の資料を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 愛知県有料道路運営等事業 募集要項
- ② 愛知県有料道路運営等事業 基本協定書（案）
- ③ 愛知県有料道路運営等事業 優先交渉権者選定基準
- ④ 愛知県有料道路運営等事業 提案様式集及び記載要領
- ⑤ 愛知県有料道路運営等事業 公共施設等運営権実施契約書（案）
- ⑥ 三ヶ根山スカイライン及び鳳来寺山パークウェイ駐車場に係る維持等委託契約書（案）
- ⑦ 県管理道路に係る維持管理委託契約書（案）
- ⑧ 公社が締結している契約・協定等

キ 根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）のほか関連の各種法令等に拠ることとする。

関連の各種法令等のうち主なものは、以下のとおりとする。

- 1) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）
- 2) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）
- 3) 道路法（昭和27年法律第180号）
- 4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- 5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 7) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）
- 8) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- 9) 河川法（昭和39年法律第167号）
- 10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 11) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 12) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）
- 13) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- 14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

- 15) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 17) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 18) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 19) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 20) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 21) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 22) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 23) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 24) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 25) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 26) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- 27) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 28) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- 29) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 30) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 31) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- 32) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- 33) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- 34) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 35) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- 36) その他関係法令

ク 事業方式

2 に定める手続きによって選定され、公社との間で基本協定（2（7）イに定める基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする SPC を設立する。

SPC は、公社が管理する有料道路について公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けて、運営権を設定された選定事業者（以下「運営権者」という。）となる。

運営権者は、公社との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

1) 運営権設定路線の維持管理・運営業務

運営権設定路線の維持管理・運営業務は、PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営事業（以下「運営事業」という。）として実施する。

対象となる公共施設等は、公社が、現在、特措法に基づき料金徴収等を行う公社管理道路のうち、別紙1に掲げる道路とする。

① 運営権の設定

公社は、PFI法第16条に基づき、選定事業者（PFI法第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下同じ。）に運営権を設定する。

運営権は、特措法第10条に基づき国土交通大臣の許可を受けた路線ごとにそれぞれ設定するものとするが、特措法第11条に基づき国土交通大臣の許可を受けて一の道路として料金を徴収する南知多道路、知多半島道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路の4路線（以下「知多4路線」という。）については、一の運営権を設定する。

なお、対象となる8路線につき一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

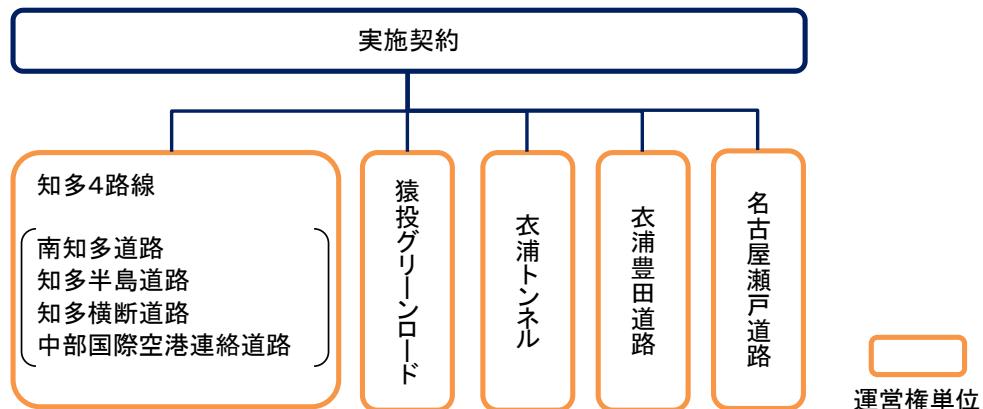
また、別紙2に掲げる改築業務の一部又は全部が完了し、供用開始された場合、当該供用開始部分に対しては既存の運営権が及ぶものとする。

② 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、運営事業を開始する前に、公社とPFI法第22条に定めるところにより、実施契約を締結しなければならない。

なお、契約書は、運営権単位毎でなく一の契約書として締結する。

図：運営権のイメージ

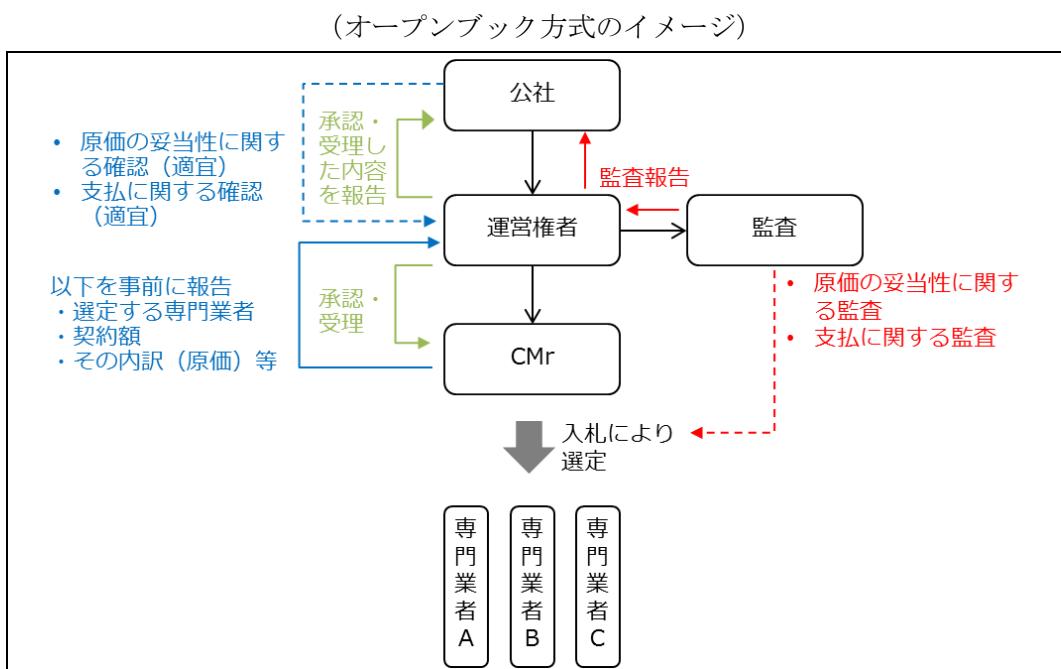


2) 改築業務

別紙2に掲げる改築業務については、維持管理・運営業務と一括公募するものとしており、その内容を実施契約に含めるものとする。運営権者は実施契約等に基づき当該改築業務を実施するものとする。

なお、この場合において、「資料1 要求水準書（案）」において示す範囲の用地は、公社の責任と費用により所有権等を取得するものとする。

改築業務は、CM方式にて実施するものとしており、工事原価の透明性・アカウンタビリティーを確保するものとする。具体的には、オープンブック方式を前提としたコストプラスマネジメントフィーにより、公社が運営権者に改築業務の費用を支払うこととし、VEにより原価低減が図られた場合においては、運営権者にインセンティブフィーを付与するものとする。



ケ 運営権の存続期間等

1) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、実施契約に定める日に始まり、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣の許可を受けた、運営権設定路線の料金徴収期間の満了をもって終了する。

ただし、料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。

運営権設定路線	存続期間終了期日
知多 4 路線	平成 58 年 3 月 31 日
猿投グリーンロード	平成 41 年 6 月 22 日
衣浦トンネル	平成 41 年 11 月 29 日
衣浦豊田道路	平成 46 年 3 月 5 日
名古屋瀬戸道路	平成 56 年 11 月 26 日

2) 運営権存続期間の延長等

運営権存続期間中において、道路の改築や、橋梁の改築更新などの大規模更新（以下「改築等」という。）が必要となり、公社が、特措法第10条又は第11条の許可を受ける等によって料金徴収期間が延長される場合、公社は、当該改築等を本事業に含めるための実施契約の変更を協議するものとする。

コ 料金に関する事項

運営権者は、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の額（公社が料金割引を実施している場合にあっては当該割引後の料金の額。以下同じ。）を上限として、弾力的に料金の額を設定し、これを自らの収入として徴収することができる。

運営権者が、料金の額を設定するにあたっては、PFI法第23条第2項に基づき、あらかじめ、公社に届け出なければならない。

また、公社では「資料2 将来の収入及び支出の予測」のうち、「愛知県道路公社有料道路料金表その2」に示す各種の料金割引を実施しているが、別に、応募者において料金施策に関する提案がある場合には、優先交渉権者の選定の過程において受け付けることを想定している。

さらに、一部の期間で公社が国土交通大臣許可を受けた料金の額の上限を超える提案については、例えば、混雑する時期は料金を上げ、その代わりに閑散時期は料金を下げて年間を通して道路利用者の負担増にならない仕組みになっているなど、一定期間を通して利用者に理解が得られるような料金体系となっている場合は、あらかじめ議会の議決を経たうえで、公社が改めて国土交通大臣に許可を申請する。

また、運営権者において、公社が国土交通大臣許可を受けた料金の額より、引き下げた料金の額を設定し、想定していた収益を上げることができなかった場合でも、そのことにより運営権の存続期間を延長することは認められない。

なお、事業区域内における公権力の行使に伴う道路占用料（特措法第33条）などの収入については、公社に帰属するものとして、公社において徴収するものとしている。

サ 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。詳細は、「資料1 要求水準書（案）」において示す。

1) 運営権設定路線の維持管理・運営業務

運営権者は、1(1)ゾに定める運営権対価を納付のうえ、運営権設定路線において、特措法第14条に定める「道路の維持、修繕」を行うものとし、具体的には以下の業務を行うものとする。

- ① 交通管理業務
道路巡回業務、交通管制業務
 - ② 維持業務
路面清掃業務、休憩施設等清掃業務、公衆トイレ清掃業務、排水施設清掃業務、植栽管理業務、雪水対策業務等
 - ③ 施設点検及び修繕業務
舗装点検及び修繕業務、法面、函渠及び擁壁等点検及び修繕業務、橋梁点検及び修繕業務等
 - ④ 危機管理対応業務
災害対策活動業務、通行規制業務、道路啓開業務等
 - ⑤ 運営業務
料金徴収業務等
 - ⑥ 引継業務
- 2) 改築業務
運営権者は、運営権設定路線のうち知多4路線において、公社の費用負担により、以下の改築業務を行うものとする。
- ① 半田インターチェンジ～武豊インターチェンジ間に武豊北インターチェンジ（仮称）の新設
 - ② りんくうインターチェンジ出口の追加
 - ③ 大府パーキングエリア（下り線）（仮称）の新設
 - ④ 阿久比パーキングエリア（上り線）（仮称）の新設
 - ⑤ 一部料金所における一般レーンの入口・出口の一部レーンを、ETC／一般混在レーンに変更
 - ⑥ 橋梁床版防水工事の実施
 - ⑦ 道路情報板等の機能向上工事の実施

シ 附帯事業及び任意事業

運営権者は、附帯事業及び任意事業を、自らの責任と費用で実施する独立採算事業として実施するものとする。なお、優先交渉権者の選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

- 1) パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業
パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業の取扱いについては、以下に

示すほか「添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について」のとおりとする。

① 既設パーキングエリア

運営権者は、運営権存続期間中、公社が設置した休憩所等附帯施設のうち、売店、食堂及び自動販売機（以下「売店等」という。）の営業を行うものとする。この場合において、運営権者は、公社と売店等に係る建物賃貸借契約を締結のうえ、毎年度、賃料等を公社に納付するものとする（『附帯事業』）。

運営権者は、運営権存続期間中、現在公社により設置された売店等（以下「既設売店等」という。）を増改築し、又は既設売店等を撤去のうえ新たに売店等その他利用者の利便向上に資する施設（以下「利便施設等」という。）を設置することができる（『任意事業』）。この場合、運営権者は、あらかじめ公社に道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づく承認又は同法第32条に基づく許可を得たうえで、自らの責任と費用により行うものとする。また、運営権者が、既設売店等を増改築、又は撤去しようとする場合においては、公社と協議するものとする。このうち上記の承認にかかる増改築については、当該増改築部分に係る建物賃貸借契約を締結するものとする。

なお、運営権者は、事業区域内で売店等の増改築又は利便施設等を新設する場合においては占用料及び賃料等を、事業区域外で利便施設等を新設する場合は連結料を、毎年度、公社に納付するものとする。

② 新設パーキングエリア

改築業務において新設するパーキングエリアにおいては、事業区域内に売店等を設置することはできない。このため、新設のパーキングエリアに隣接する区域において、「資料1 要求水準書（案）」において示す範囲の用地（以下「公社取得用地」という。）を、公社の責任と費用により所有権等を取得・造成するものとし、運営権者は、その区域において、あらかじめ公社から道路法第48条の5に基づく許可を得たうえで、利便施設等を自らの責任と費用により設置し、営業を行うものとする（『附帯事業』）。

また、運営権者は、公社取得用地を超える規模の用地においても、あらかじめ公社から道路法第48条の5に基づく許可を得たうえで、利便施設等を設置することができる（『附帯事業』又は『任意事業』）。ただし、この場合において、公社取得用地を超える範囲の用地については、運営権者自らの責任と費用により取得・造成するものとする。

なお、運営権者は、公社取得用地に係る土地賃貸借契約を締結のうえ、連結料及び賃料等を、公社取得用地に隣接する運営権者自らが取得した用地に利便施設等を設置した場合においては連結料を、毎年度、公社に納付するものとする。

ただし、公社取得用地について、公社による用地取得の交渉が難航するなどし、

取得できる見込みが立たない時は、やむを得ず公社は用地の取得を中止する場合がある。

2) 任意事業（上記1）以外

① 事業区域内における事業（区域内事業）

運営権者は、運営権存続期間中、あらかじめ公社に道路法第24条に基づく承認又は同法第32条に基づく許可を得たうえで、自らの責任と費用により任意に事業を行うことができる。

運営権者は、利便施設等又は事務所等（公社法第21条第3項第1号）を新設する場合、上記の承認又は許可を得たうえで、毎年度、占用料を公社に納付するものとする。

② 事業区域外における事業（区域外事業）

運営権者は、公社の承認のない限り、事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない。

本事業の目的の一つは、沿線開発を含めた地域経済の活性化等であることから、応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（運営権者を除く。）は、関係法令を遵守し、自らの責任と費用により地域の活性化や道路の利用促進に資する事業等を行うことができるものとし、公社は関係機関との調整等について協力するものとする。

なお、こうした地域活性化等に資する事業に関する提案にあたっての参考情報を別途希望者に提供するものとする。

この参考情報の提供を求める者は、公社に対し、平成27年11月13日（金）17時までに守秘義務に係る誓約書（様式1）を提出すること。

ス 公社の役割

公社は、運営権存続期間中において、以下の業務を行うものとする。

1) 公社の公的な性質上継続する業務

- ① 特措法に基づく国土交通大臣の許可手続等
- ② 公権力に該当する道路管理者権限の行使
- ③ 関係機関との協議及び調整

2) モニタリングに関する業務

- ① 運営権者が実施する業務に対するモニタリング
- ② 運営権者の財務に対するモニタリング

3) その他の事務に関する業務

- ① 公社の資産及び負債の管理

- ② 運営権の対価等による建設費等に係る公社の債務の償還
- ③ 他の道路事業者等との協定等締結事務

セ 運営権者による運営の結果生じる収益の帰属

1) 経費節減による収益

運営権設定路線の維持管理・運営業務にかかる要求水準を確保するなかで行われる、運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させるものとする。

2) 交通量の増減による収入

交通量増加の結果、各年次の実績料金収入が、「資料2 将来の収入及び支出の予測」における各年次の計画料金収入を上回る場合については、計画と実績の差異が6%の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については公社に帰属させるものとする。

また、交通量減少による減収に関しては、基本的には増収の場合と同様に、6%の範囲内であれば運営権者の負担、それを超える部分については公社が負担するものとする。ただし、運営権者の提案に基づく料金割引による6%を超える減収については運営権者の負担、競合路線の供用による交通量の減少に伴う減収に関しては、その影響による減収相当額を精査のうえ、当該額を公社が負担するものとし、詳細は「添付資料1 リスク分担表」のとおりとする。

なお、計画と実績の差異については、8路線全体で判断するものではなく、運営権の設定単位で判断するものとしている。

ソ 運営権対価の基準となる価額とその納付方法

公社は優先交渉権者が提案した額を基本として、特区法第28条の3に基づき国土交通大臣の認可を受け運営権対価を決定する。

運営権者は、実施契約の締結後、公社に対して運営権対価を支払う。

運営権対価は、指定期日までに一括で支払う運営権対価一時金、運営期間にわたって毎年度に支払う運営権対価分割金から構成され、別に運営権対価分割金に係る利息を支払うものとする。運営権対価分割金に係る利息は、公社における国債等による期待運用利回りを考慮し、年1.18%として実施契約に定める予定であり、運営権対価分割金及びその利息は、元利均等払いを基本とする。

民間事業者の募集において、運営権対価の基準となる価額は、公社運営継続時の期待収支を上記の年1.18%により現在価値に割り戻した1,219億7,700万円（ただし、平成28年10月1日事業開始を前提とした額で、これを最低提案価格とする。）以上とする。また、このうち運営権対価一時金は150

億円以上とする。

なお、運営権設定路線における運営権対価の基準となる価額及び運営権対価一時金は以下に掲げる額以上とする。

運営権設定路線	運営権対価の基準となる価額	うち 運営権対価一時金
知多4路線	1,021.61 億円	78.79 億円
衣浦トンネル	99.55 億円	18.75 億円
猿投グリーンロード	29.51 億円	18.75 億円
衣浦豊田道路	54.14 億円	18.75 億円
名古屋瀬戸道路	14.96 億円	14.96 億円
路線合計	1,219.77 億円	150.00 億円

※消費税及び地方消費税について別途支払うものとする。

提案額の評価は、提案のあった運営権対価一時金及び運営権対価分割金の合計額にて行う予定である。

タ 譲渡対象資産の譲り受け

運営権者は、公社に対し一定の対価を支払ったうえで、譲渡対象資産を公社から譲り受けるものとする。譲渡対象資産は、「資料7 過去の実績及び保有資産の概要」とおりとする。譲渡価格は譲渡時点の公社における帳簿価額を基本とし、運営開始時に運営権者から公社に一括で支払うものとする。なお、譲渡予定価格等の詳細は、募集要項等において示す。

チ 職員の出向等

公社は、本事業開始から一定期間、本事業に関連する職務の経験を有する職員を運営権者へ出向させる用意がある。

当初出向期間は最長3年とし、運営権者が出向期間の延長を希望する場合は、公社の同意を必要とする。

公社から運営権者へ出向する人員の人事費、福利厚生費については、公社の規程を適用して公社が支払い手続きを行うが、運営権対価とは別に運営権者がその経費を負担するものとする。

また、出向者の業務内容は主に下記を想定しているが、これらの詳細は、審査の過程で行われる競争的対話において調整するものとする。

- ・ 施設維持修繕（企画、計画等含む）業務
- ・ 料金徴収（ETC 関連含む）業務

- ・ 地元関係諸団体調整業務

ツ 運営権存続期間終了時の措置

1) 業務の引き継ぎ

運営権者は、運営権存続期間終了前において、本事業に係る業務が公社又は県に円滑に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。

公社は、運営権存続期間終了時点で運営権者が保有している資産（シ1）に係る資産を含む。）のうち、必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。運営権者は、買い取りの対象とならなかった資産については、自らの責任において処分しなければならない。

2) 運営権存続期間終了後の道路の管理

公社は県に対し、運営権の存続期間のうち、最も長い運営権の存続期間よりも前に料金徴収期間終了により県に引き継がれる運営権設定路線について、存続期間内に県が運営権者と包括委託契約を締結しようとする場合において、料金徴収期間終了前と同様の条件での包括委託契約を随意契約として締結することが、その時点で適用される法令（県の条例・規則等を含む。以下同様。）に反するおそれがないと認められるときは、法令によって認められる範囲内でかかる契約の締結について運営権者と誠実に交渉するよう求めるものとする。

テ 公社管理路線等及び県管理道路の維持等

公社は、本事業のほか、運営権者選定後において、公社管理路線等及び県管理路線の維持等を、運営権者と協議のうえ、委託する予定である。詳細は、「参考資料1 公社管理路線等の概要」及び「参考資料2 県管理道路の概要」のとおりとする。

（2）特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定にあたっての考え方

公社は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」などを参考に、公社自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、PFI法第7条に基づき、運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務を特定事業として選定する。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は、次の手順により客観的評価を行う。

1) 定量的評価

運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務を、公社自らが実施する場合の収支見込額とPFI事業として実施する場合の収支見込額等を現在価値に換算し、比較することにより評価する。

2) 定性的評価

運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務をPFI事業として実施する場合で、これらの業務に係る水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

3) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに実施方針に関する質問及び意見を総合的に勘案し、運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務をPFI事業として実施することの適否を評価する。

ウ 特定事業の選定結果の公表

運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、平成27年11月（予定）に公社のホームページにおいて公表する。

なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定方法

本事業は、運営権設定路線の維持管理・運営業務等を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求め、地域経済の活性化等を図るものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上での、競争性のある随意契約による。

(2) 審査体制

優先交渉権者の決定にあたり、公社は、以下の学識経験者等で構成する愛知県有料道路運営等事業に関する民間事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の会議は非公開とする。

ア 委員

氏名	所属・役職等
◎椎名 武雄	日本アイ・ビー・エム株式会社 名誉相談役
○宮田 秀明	東京大学名誉教授
清水 雅彦	慶應義塾常任理事
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
藤本 欣伸	西村あさひ法律事務所 弁護士
山田 泉	デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー合同会社 パートナー
市川 育夫	愛知県建設部長

◎委員長、○副委員長

イ オブザーバー

氏名	所属・役職等
岡田 孝	株式会社日本総合研究所 総合研究部門 主席研究員
山田 祥文	愛知県建設部技監
山田 三裕	愛知県道路公社常務理事

なお、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業が、優先交渉権者決定までに委員会の委員及びオブザーバー等に対し、選定に関して自己に有利になるよう働き

かけ等の接触を行った場合は失格とする。

(3) 選定の手順及びスケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

平成27年10月13日	実施方針の公表
平成27年10月20日	実施方針に関する説明会
平成27年10月27日	実施方針に関する質問及び意見の提出期限
平成27年11月13日	実施方針に関する質問、回答及び意見の公表
平成27年11月頃	特定事業の選定
	募集要項等の公表
	募集要項等に関する説明会
	募集要項等に関する質問提出期限（一次審査分）
平成27年12月頃	第一次審査に係る質問及び回答の公表
平成28年 1月頃	募集要項等に関する質問提出期限（二次審査分）
	第二次審査に係る質問及び回答の公表
	参加表明書及び第一次審査資料の提出期限
平成28年 2月頃	第一次審査結果の通知
	現地見学会
	競争的対話の実施（第1回）
平成28年 3月頃	競争的対話の実施（第2回）
平成28年 5月頃	第二次審査資料の提出期限
平成28年 6月頃	第二次審査参加者へのヒアリング
	優先交渉権者の決定及び公表
平成28年 7月頃	基本協定の締結
	運営権の設定及び公表
平成28年 8月頃	実施契約の締結及び公表
平成28年10月頃	事業の開始

(4) 実施方針に関する手続き

ア 実施方針に関する説明会

実施方針の公表とともに、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、実施方針に関する説明会を開催する。説明会への参加を希望する民間事業者は、平成27年10月19日（月）12時（正午）までに実施方針に関する説明会参加申込書（様式2）を提出すること。

イ 守秘義務対象資料の配布

守秘義務対象資料の配布を求める者は、公社に対し、平成27年11月13日（金）17時までに守秘義務に係る誓約書（様式1）を提出すること。

ウ 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

1) 受付期間

平成27年10月14日（水）から平成27年10月27日（火）17時（必着）まで

2) 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式3）にそれぞれ記入し、次のいずれかの方法により提出すること。なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

①電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、送信後に電話で着信を確認すること。

②紙による場合は、質問・意見書を印刷のうえ郵送等により提出すること（受付期間内に到達すること。）。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、質問・意見書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びFAX番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出された印刷物等は返却しない。

3) 提出先

公社 総務部総務課

4) 回答方法

公社は、質問・意見の提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問・意見のうち、公社が必要と判断したもの及びその質問に対する回答を、5)の予定日に、公社のホームページのみに掲載する（公平を期すため、質問・意見の提出者への直接回答は行わない。）。

5) 回答公表予定日

平成27年11月13日（金）

（5）実施方針の公表以降における手続き

実施方針の公表以降における手続きは、以下のとおり予定している。

ア 実施方針の変更

実施方針に関する民間事業者の意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、公社のホームページにおいて速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

イ 募集要項等の公表及び募集要項等に関する説明会

募集要項等の公表とともに、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、募集要項等に関する説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、公社のホームページにおいて示す。

ウ 募集要項等に関する質問受付、回答の公表

公社総務部総務課において、募集要項等に関する質問を受け付ける。

質問の受付及び回答の公表手順としては、まず、第一次審査に係る質問を締め切り、質問及び回答を公表し、続いて、第二次審査に係る質問を締め切り、質問及び回答を公表する予定である。

なお、本事業の内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

公社は、質問・意見の提出が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、募集要項等に関する質問・意見のうち、公社が必要と判断したもの及びその質問に対する回答を公社のホームページのみに掲載する。なお、質問の提出及び回答方法については、募集要項等において示す。

エ 参加表明書及び第一次審査資料の受付

応募者に参加表明書及び第一次審査に必要な書類の提出を求めるものとする。なお、参加表明書及び第一次審査に必要な書類の詳細、提出方法及び時期等については、募集要項等において示す。

オ 第一次審査の方法等

第一次審査においては、資格審査及び提案審査を実施するものとする。

第一次審査においては、2（6）イにおいて示す応募者の資格要件を満たしていることが確認（資格審査）された応募者の第一次審査資料について、委員会において下記の「事業全般に関わる審査事項」を総合的に審査（提案審査）する予定である。なお、第一次審査では、基本的事項に関する提案を求めるものとし、具体的かつ詳細な提案については、第二次審査で求めるものとする。

提案審査においては、各事項について、まず、必須項目を満たしているかどうかの審査を行う。必須項目を満たしていることが確認できなかった応募者は失格とする。

る。次に、提案項目として各事項に関する基本的事項について審査を行い、加算点を付与する。ただし、運営権対価の額については、算出根拠及びその過程に関する合理的な説明は求めるが、その大小により加算点を付与することはない。

加算点に基づき、応募者の順位付けを行い、選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決めるものとする。その結果を各応募者に通知し、第一次審査において選定された応募者（以下「第二次審査参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

なお、第一次審査における評価点は第二次審査に引き継ぐことはない。また、運営権対価の額は、第二次審査に向けて拘束力は持たせない。具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

また、第一次審査を通過した応募者のうち、いずれかが第二次審査の過程で辞退又は参加資格を喪失する事態が生じたとしても、第一次審査を通過しなかった応募者を第二次審査に繰り上げて参加させることはないものとする。

【事業全般に関わる審査事項】

- ① 基本方針
- ② 実施体制等
- ③ 道路の安全性確保
- ④ 利用者サービス向上
- ⑤ 地域活性化
- ⑥ 資金調達・事業収支
- ⑦ リスク対応策
- ⑧ 運営権対価

カ 現地見学会

第二次審査参加者を対象に、現地見学会を開催する。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、第二次審査参加者に対して通知する。

キ 競争的対話

公社は、第一次審査終了後、第二次審査書類の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話をを行い、その結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。

競争的対話は、複数回実施することを予定しており、実施方法等の詳細については、募集要項等において示す。

ク 第二次審査資料の受付

第二次審査参加者に第二次審査に必要な書類の提出を求めるものとする。第二次

審査に必要な書類の詳細、提出方法及び時期等については、募集要項等において示す。

ケ 第二次審査参加者へのヒアリング

第二次審査資料を提出した第二次審査参加者を対象に、第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う場合がある。

コ 優先交渉権者の決定・公表

第二次審査において、第二次審査参加者が提出する第二次審査資料について、下記の「事業全般に関わる審査事項」、「個別業務・事業に関わる審査事項」及び「提案金額に関わる審査事項」を委員会において総合的に審査する予定である。なお、第二次審査では、各事項の詳細かつ具体的な提案を求めるものとする。

審査においては、その具体性、実現性等に基づき、加算点を付与する。ただし、運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求ることとしており、説明できないときは評価しない。

加算点の合計点で第二次審査参加者の順位付けを行い、その結果、公社は、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者として選定し、これを第二次審査参加者に対して通知するとともに、公社のホームページにおいて公表する。

1) 事業全般に関わる審査事項

- ① 基本方針
- ② 実施体制等
- ③ 道路の安全性確保
- ④ 利用者サービス向上
- ⑤ 地域活性化
- ⑥ 資金調達・事業収支
- ⑦ リスク対応策

2) 個別業務・事業に関わる審査事項

- ① 共通（②～⑤に共通して係るもの）
- ② 維持管理
- ③ 運営
- ④ 改築
- ⑤ その他

3) 提案金額に関わる審査事項

- ① 運営権対価の額に関する提案

サ 優先交渉権者を選定しない場合

民間事業者の募集及び選定に関する一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、公社が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、募集手続きの執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、公社は、速やかにその旨を公社のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても、応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

シ 募集手続きの中止等

公社は、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続きの執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、公社は、速やかにその旨を公社のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても、応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

(6) 応募者の資格等

ア 応募者の構成

応募者は、応募企業又は応募グループとする。

応募グループにより応募する場合、代表企業を定めるものとする。この場合、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

また、参加表明書においては、応募グループを構成する企業の企業名と、それぞれの役割を明記することとする。

なお、日本国外における道路運営の優れたノウハウを本邦初の有料道路コンセッションである本事業に採り入れることの重要性に鑑み、日本国外における道路事業のマネジメント業務（調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの）を行っている又は行った実績を有する法人が応募グループ外で参加する場合、当該法人は応募グループの一員とみなし、イ1) 及びウの規定を準用する。

イ 応募者の資格

応募者は、以下の要件を満たすものとする。なお、参加表明書の提出期限日から実施契約を締結するまでの間において、以下の要件を欠く事態が生じた場合は、失格又は優先交渉権者決定後においては契約を締結しないことがある。

1) 資本関係等がある者に対する制限

応募企業、応募グループを構成する企業と以下の関係にある者は、他の応募企業並びに応募グループを構成する企業として参加できないものとし、参加表明書の提出時点において、応募グループ内外の形態を問わず、他の応募グループの提案に協力しない旨の誓約書を提出するものとする。

- ・親会社、子会社又は関連会社
- ・親会社を同じくする当該親会社の子会社
- ・子会社の子会社
- ・親会社を同じくする当該親会社の子会社の子会社

2) 有する技術の特殊性による制限

事業範囲の一部を実施するために必要なノウハウを有する企業が極めて限られている場合（別紙3 有する技術の特殊性により参加制限を課す企業）は、当該企業が応募者となることで、他の応募者が著しく不利な条件となり、競争環境が害されるおそれがあるため、構成企業となることは認めないものとする。

なお、当該企業については、協力企業として複数の応募グループの提案に関与することを認める。当該企業が協力企業として複数の応募グループの提案に関与する場合は、当該企業に他の応募グループへの情報漏洩や特定の応募グループに対して価格、内容面で有利あるいは不利な条件を提示させないよう、代表企業はあらかじめ誓約書を提出するものとする。

3) 応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格

応募企業及び応募グループを構成する企業のいずれも、少なくとも以下の①～⑩の全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人においては、以下のうち④について、その適用法令において同等の要件を満たしていると公社が確認できることが必要である。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 愛知県道路公社入札・指名審査会要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
ただし、指名停止とは、1年を超える指名停止を受けている場合をいう。
- ③ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開

始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）
第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑤ 特措法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本
関係を有する者でないこと。

なお、これらの者は、別紙4に示す業務を除き、協力企業やその下請企業と
して業務を受託することもできない。

- ⑥ 本事業に関連する業務等の受託者又は当該受託者と親会社、子会社、関連会
社若しくは親会社と同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。
なお、本事業に関連する業務等の受託者とは、次の者をいう。

- ・株式会社日本総合研究所
- ・株式会社建設技術研究所
- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

- ⑦ 公募アドバイザー又は公募アドバイザーと親会社、子会社、関連会社若しく
は親会社と同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。

- ⑧ 委員会の委員が属する企業等又はその企業等と親会社、子会社、関連会社若
しくは親会社と同じくする当該親会社の子会社の関係にある者でないこと。

- ⑨ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に
該当しない者であること。

- ⑩ 上記⑤から⑧までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用
していないこと。

4) 応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格

応募企業、応募グループの代表企業又は応募企業若しくは応募グループの代表
企業と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者は、次の①から③のいず
れか1つの条件を満たすことを要する。なお、外国法人においては、同等の要件
を満たしていると公社が確認が必要である。

- ① 過去15年間（平成12年4月1日から第一次審査に必要な書類を提出する
前日まで）に国内外のインフラ事業（道路、空港、上下水道等）又は不動
産開発事業を実施する主体である特別目的会社等に対し、20%以上の出資
を行った実績を有していること。
- ② 過去15年間（平成12年4月1日から第一次審査に必要な書類を提出する
前日まで）に国内外のインフラ事業（道路、空港、上下水道等）又は不動
産開発事業を実施する主体である特別目的会社等に対するマネジメント業務

を行っている又は行った実績を有していること。

- ③ 過去15年間（平成12年4月1日から第一次審査に必要な書類を提出する前日まで）に国内のPFI事業において、特別目的会社に20%以上の出資をして事業を実施している又は実施した実績を有していること。

ウ 応募者の構成企業等の変更

参加表明書提出後においては、応募グループを構成する企業の変更是認められない。ただし、公社がやむをえないと判断した場合は、代表企業を除く応募グループの企業の変更又は追加について認めることがある。なお、その場合には、変更する企業が上記イで定める資格要件を満たすことを証明することが必要である。また、変更又は追加した場合には、速やかに該当証明のための書類を提出するものとする。

（7）優先交渉権者選定後の手続き

ア 事業者の選定

公社と優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約手続きを行う。なお、基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者の事由により基本協定の締結に至らなかつた場合は、第二次審査における合計点が第二位の者と契約交渉を行う。

イ 基本協定の締結

公社と優先交渉権者は、実施契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の構成企業及び協力企業の本事業における役割に関する事項、SPCの設立に関する事項及び運営権の設定に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

ウ SPCの設立等

選定事業者は、実施契約の締結前までに、SPCを愛知県内に設立するものとする。設立するSPCは、公社の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできない。

エ 運営権の設定

公社は、事業開始に向けた手続きが円滑に進捗していることを確認したうえで、SPCの設立後、速やかに運営権設定書を交付し、PFI法第19条に基づく運営権をSPCに対して設定する。

この場合、公社は、速やかにその旨を公社のホームページにおいて公表する。

オ 実施契約等の締結

公社と運営権者は、PFI法第22条第1項に基づく運営権設定路線の維持管理・運営業務等に関する事項を包括的かつ詳細に規定した実施契約を締結する。

事業期間の開始日については、道路の担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点等から、公社職員との適切な業務の引継期間を経て定めるものとする。

また、運営権者は、実施契約の締結の際に、運営権設定路線の利用者との責任分担等について、民事上の契約関係により適正に処理されるよう、供用約款を定めるものとし、実施契約において、その決定手続及び公表方法や、料金の額の公表方法を定めるものとする。

公社は、実施契約に基づき、利用者保護の観点から適切な内容の供用約款が定められ、料金の額と合わせて適切に公表されているかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて是正の指示等を行うことができる。

公社と運営権者は、実施契約のほか、土地建物賃貸借契約、譲渡対象資産譲受契約、及びその他必要な契約を締結するものとする。

カ 実施契約の内容の公表

公社は、PFI法第22条第2項に基づき、実施契約の内容を公社のホームページにおいて公表する。

(8) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、公社は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、優先交渉権者となった応募者の提出書類の著作権は、実施契約の締結により公社に使用許諾が付与されるものとする。

イ 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

ウ その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかつた応募者の提出書類について、公社として情報公開が必要な範囲において一部公開する場合がある。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

（1）運営権者の義務等

運営権者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、運営権設定路線の機能が十分發揮でき、安定的にサービスが提供できるように、運営権設定路線の維持管理・運営業務等を行う義務を負うものとする。

（2）運営権者による更新投資等の実施

運営権者は、運営権に含まれる業務の範囲として、原則として、自らの判断で、自らの費用において、更新投資を行うものとする。

ただし、橋梁の改築更新など、要求水準書（案）に定められていない大規模更新の必要が生じた場合は、公社と協議のうえ、公社が別途指示するものとする。

（3）リスク分担の考え方

予想されるリスク及び公社と運営権者の責任分担は、原則として「添付資料1 リスク分担表」のとおりとし、主だった項目について以下に説明を付す。

なお、責任分担の程度や具体的な事項については、募集要項等において示す。

ア 物価変動リスク

運営権設定路線の維持管理・運営業務（附帯事業及び任意事業に関する費用は除く。）に必要となる費用について、事業期間中の市場変動による物価上昇リスクは運営権者が負うものとするが、実施契約締結時における物価水準に対して1.5%を超える部分は公社が負うものとする。また、物価下落に関しては、物価上昇の場合と同様に運営権者に帰属させるものとするが、実施契約締結時における物価水準に対して1.5%を超える部分は公社に帰属させるものとする。

なお、基準となる指標は消費税を除く企業向けサービス価格指数を採用するものとし、運営権設定路線の維持管理・運営業務に係る費用を算定の対象とすることを基本とする。

イ 施設の欠陥、不備等リスク

事業開始時に存在していた瑕疵のうち、要求水準書（案）に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵で、運営権者が2年以内に報告しなかったものは運営権者が負担するものとする。

ウ 競合路線の新規開設等リスク

公募時に予見可能な競合路線の新規開設等による利用台数の変動によるリスクに

について、契約時の交通量予測と供用後の実交通量との差異のうち、増収分は公社に帰属し、減収分は公社が負担するものとする。

エ 第三者賠償リスク

運営開始後の事由による管理瑕疵又は運営権者の責めに帰すべき事由による事故等を原因として、第三者に損害を与えた場合の賠償責任リスクは運営権者が負担するものとする。

（4）運営権者の責任の履行の確保に関する事項

運営権者は、実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行するものとし、それを確認するために必要なモニタリング等の詳細については、3（6）において示す。

（5）運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

ア 運営権の譲渡等

運営権者は、事前に公社の許可を受けなければ、運営権を譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

公社は、運営権者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権者となる者が欠格事由や実施方針適合性等、運営権者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合（公社の会計規則に定める随意契約事由に該当する事由が存在するものと公社が認める場合をいう。）であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。

公社は、事業者の提案書に規定された運営権者に対して融資を行う融資機関のために、各運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合、当該融資及び抵当権設定に関する契約書の写しが公社に提出され、かつ、当該融資機関との間で下記6（2）記載の直接協定が締結された場合には、合理的な理由なく抵当権の設定を拒否しないものとする。抵当権が設定された運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

なお、公社の許可を受けることなく、又は抵当権者の同意を得ることなく行われた運営権の譲渡又は放棄は、その効力を生じない。

イ 株式の新規発行及び処分

運営権者は、議決権付株式及び完全無議決権株式を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

1) 完全無議決権株式

運営権者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。

また、完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し、又は質権その他の担保権を設定する（以下「処分」という。）ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、運営権者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たしたうえで株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、公社が必要とする情報を報告するものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

2) 議決権付株式

運営権者は、議決権付株式を発行する場合、基本協定書によりあらかじめ認められたものを除き、事前に公社の承認を受けるものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主、又は、公社との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（例：運営権者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、事前に公社の承認を受ける必要がある。

ただし、代表企業については、事業開始後5年を経過するまで、議決権付株式の処分を行うことができない。

なお、公社は、議決権付株式の譲受人が、上記1) ①から④までの資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、承認するものとする。

（6）事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、要求水準書（案）に定める基準に基づき業務が確実に遂行されているかの点検を実施し、その結果を適切に保存するとともに、その方法及び結果について公社に対して、定期的（月次、四半期、年次）に、また、公社の求めに応じて随時報告を行うものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、「資料3 モニタリング基本計画（案）」のとおりとするが、要求水準未達の場合の措置等については、募集要項等において示す。

イ 公社によるモニタリング

1) 業務に対するモニタリング

公社は、運営権者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し要求水準が達成されているかなどを確認するために業務の監視・確認を行い、運営等の成果が要求水準及び実施契約に定めた条件に適合しないと認める場合には、業務内容に対する改善指示を行うことができるものとし、運営権者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、業務に対するモニタリングの詳細については、「資料3 モニタリング基本計画（案）」のとおりとするが、要求水準未達の場合の措置等については、募集要項等において示す。

2) 財務に対するモニタリング

公社は、運営権者の財務状況を把握し、本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認等のモニタリングを行うものとする。

具体的には、公社は、運営権者が定時株主総会の開催後10営業日以内に公社に対して提出する下記の情報の確認等を行うものとする。

- ① 会社法第435条第2項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類）
- ② 会社法第435条第2項に定める事業報告
- ③ 運営権者が会社法第2条第5号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項
- ④ 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号）及

びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）に準拠して作成したもの）

- ⑤ キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）に準拠して作成したもの）

なお、運営権者が、会社法に基づく株式会社でない場合には、上記に準じた情報開示を行うものとする。

上記の確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況についての改善指示を行うことができるものとし、運営権者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、財務に対するモニタリングの詳細については、「資料3 モニタリング基本計画（案）」のとおりとする。

3) 会議体

公社、運営権者の間の意思伝達を円滑化し、安定的に事業を継続するため、以下の会議体を設置する。

会議体名 (仮称)	目的	参加者	頻度
協議会	・契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議が必要な際にのみ開催	県、公社、運営権者の最高責任者	不定期
業務報告会	・要求水準の充足状況、課題の確認 ・運営権者の財務状況の確認	県、公社、運営権者の事業責任者	半期に一度程度
連絡会議 ※事業の進捗状況を鑑み、書面確認のみとする場合がある。	・要求水準の充足状況の確認 ・諸課題に対する進捗状況の確認及び情報共有	公社、運営権者、CMR等の業務責任者	月に一度程度

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

別紙1のとおり。

5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は以下のとおりである。

- ア 総則
- イ 維持管理・運営業務
- ウ 改築業務
- エ 附帯施設の運営、任意事業等
- オ 適正な業務の確保
- カ 本契約の終了及び終了に伴う措置
- キ 要求水準書の変更、法令変更、不可抗力
- ク 知的財産権
- ケ その他

(2) 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、公社と運営権者は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

(3) 準拠法及び管轄裁判所の指定

実施契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、実施契約に関連して発生したすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに実施契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、運営権者は、実施契約の定めるところにより、公社又は公社の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

ア 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

運営権者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、3（6）イのモニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他PFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当した場合には、公社は、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、運営権者は、公社に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。そのうえで、公社は、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するものとする。

イ 公社の事由により本事業の継続が困難となった場合

公社において、運営権設定路線を他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、公社は、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、公社は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

例えば、特定の運営権設定路線において、料金徴収期間満了以前に償還が完了することとなった場合、公社が国土交通大臣許可を受けて料金徴収期間を短縮する場合があり、この場合、公社は、運営権者に対して、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償することになる。

また、運営権者は、公社の責めに帰すべき事由により、一定期間、公社が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができる。

その場合において、公社は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

ウ 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、公社又は運営権者は、実施契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、実施契約に基づき、公社及び運営権者が協議して定めるものとする。

(2) 融資機関と公社との協議

本事業の継続性を重視する観点から、事業の実施に支障をきたした場合において、融資機関の介入により事業の修復を円滑に推進することを目的として、公社は、運営権者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、実施契約書の定めにより、公社と運営権者で協議を行うものとする。

(2) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が、株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、公社は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

(3) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では上記（2）を除き、財政上及び金融上の支援は想定していないが、法令の改正等により、財政上及び金融上の支援の対象となった場合には、実施契約書の定めにより、公社と運営権者で協議を行うものとする。

(4) その他の協力に関する事項

公社は、運営権者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて運営権者に協力するものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

(2) 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

(3) 情報提供

本事業に関する情報提供は、公社のホームページを通じて適宜行う。

9 用語の定義

- (1) 応募者とは、応募企業又は応募グループをいう。
- (2) 応募企業とは、本事業に応募する単独の構成企業をいう。
- (3) 応募グループとは、構成企業から構成される企業群をいう。
- (4) 構成企業とは、運営権者に出資し、運営権者の議決権を有する企業をいう。
- (5) 協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成企業以外の企業で、運営権者から直接業務を受託する予定の企業をいう。
- (6) 親会社とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。
- (7) 子会社とは、会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。
- (8) 関連会社とは、会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。
- (9) 選定事業者とは、PFI法第8条第1項の規定により本事業を実施する者として選定され、公社との間で基本協定を締結した者をいう。
- (10) SPCとは、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社をいう。なお、選定事業者となるSPCとして株式会社を想定して記載しているが、株式会社以外の形態を否定するものではない。ただし、法人格を備えていることを前提とする。
- (11) 実施契約とは、公社と運営権者が締結する、PFI法第22条第1項に基づく公共施設等運営権実施契約をいう。
- (12) 運営権とは、PFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権をいう。
- (13) 運営権設定路線とは、運営権を設定する別紙1に定める路線をいう。
- (14) 計画料金収入とは、実施方針公表時に公社から示す運営権設定路線にかかる将来の料金収入予測をいう。

- (15) 完全無議決権株式とは、議決権付株式に該当しない株式をいう。ただし、会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式は除くものとする。
- (16) 議決権付株式とは、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式をいう。
- (17) 議決権付株主とは、議決権付株式を保有する者をいう。
- (18) 改築業務とは、別紙2に掲げる運営権設定路線の効用・機能等を現状より良くするため実施する工事で、要求水準書（案）に定められたものをいう。
- (19) CM方式とは、コンストラクション・マネジメント方式のことをいい、建設生産・管理システムの一つで、コンストラクション・マネージャー（CMr）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務を行うものをいう。
- (20) CMrとは、コンストラクション・マネージャーのことをいい、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務を行う者をいう。
- (21) コストプラスマネジメントフィーとは、改築業務の実施に必要な費用の一切をいい、改築業務の実施に要する業務費用と、CMr自身が実施する建設マネジメント業務に要する費用から構成されるものをいう。
- (22) 業務原価とは、改築業務の実施に要する、工事原価、調査原価、測量原価及び設計原価をいい、詳細は要求水準書（案）の定めによるものとする。
- (23) オープンブック方式とは、公社が業務費用を運営権者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、CMrが運営権者及び公社に対し、全てのコストに関する情報を開示し、運営権者が選定する第三者が監査を行う方式をいう。

- (24) インセンティブフィーとは、VE 等によりコスト縮減が図られた場合において、運営権者及びCMrに付与する当該縮減額の一定割合分をいう。
- (25) 更新とは、損傷・劣化した道路等を、要求水準書（案）で定められた機能で再整備することをいう。
- (26) 大規模更新とは、要求水準書（案）に定められていない更新で、かつ、国土交通大臣の許可が必要なものをいう。
- (27) 修繕とは、損傷・劣化した道路等を、要求水準書（案）で定められた水準にまで回復させることをいう。
- (28) 事業区域内とは、運営権設定路線に係る道路区域の内側をいう。
- (29) 事業区域外とは、運営権設定路線に係る道路区域の外側をいう。
- (30) 休憩所等附帯施設とは、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第21条第2項第3号の施設をいう。
- (31) 貸渡対象資産とは、運営権者が、本事業の実施に際し、公社から貸渡される動産をいう。
- (32) インフラ事業とは、道路、空港、下水道等の事業のうち、コンセッション事業のほか、海外における日本のPFI法に基づくコンセッション事業に相当する事業や、電力事業や鉄道事業等コンセッション事業には該当しないものの、特別目的会社等を設立して実施する事業をいう。
- (33) 特別目的会社等に対するマネジメント業務とは、PFI事業に限らず、特別目的会社等からの委託により、調達（物品、サービス（業務、工事）等の調達、企業コンソーシアムを組成してこれらの企業に対し、発注、監督、検査等を行うもの）、資産管理（インフラの修繕計画策定、ライフサイクルコスト（イニシャルコストのみならず、ランニングコストを含めたトータルコスト）算定、事業全体の収支計画策定、事業売却のための調整等を行うものをいう。）、経営管理（経理業務、資金管理業務、総務業務等を行うものをいう。）等の業務を総合的に実施したもの

別紙1 運営権設定路線の概要

運営権設定路線及びこれらの事業場所の概要は、以下のとおりとする。

路線名（有料道路名）	管理の区間（延長）及び【料金徴収期間】
県道半田南知多公園線 (南 知 多 道 路)	半田市彦洲町2丁目～南知多町大字豊丘字駒帰 (19.6キロ) ※武豊パーキングエリア及び美浜パーキングエリアを含む。 【昭和45年3月1日～平成58年3月31日】
県道名古屋半田線 (知 多 半 島 道 路)	名古屋市緑区大高町～半田市彦洲町2丁目 (20.9キロ) ※大府パーキングエリア及び阿久比パーキングエリアを含む。 【昭和45年7月15日～平成58年3月31日】
県道碧南半田常滑線 県道中部国際空港線 (知 多 横 断 道 路)	半田市平和町四丁目～常滑市字小森 常滑市りんくう町二丁目～常滑市錦町1丁目 (8.5キロ) 【昭和56年4月1日～平成58年3月31日】
県道中部国際空港線 (中部国際空港連絡道路)	常滑市セントレア三丁目～常滑市りんくう町二丁目 (2.1キロ) 【平成17年1月30日～平成58年3月31日】
県道力石名古屋線 (猿投グリーンロード)	豊田市力石町～豊田市八草町 (13.1キロ) ※西広瀬パーキングエリアを含む。 【昭和47年4月1日～平成41年6月22日】
県道碧南半田常滑線 (衣 浦 ト ン ネ ル)	碧南市港本町～半田市11号地 (1.7キロ) 【昭和48年8月1日～平成41年11月29日】
一般国道419号 (衣 浦 豊 田 道 路)	豊田市生駒町～知立市新林町 (4.3キロ) 【平成16年3月6日～平成46年3月5日】
県道日進瀬戸線 (名 古 屋 瀬 戸 道 路)	日進市岩崎町～長久手市岩作床寒 (2.3キロ) 【平成16年11月27日～平成56年11月26日】

※ パーキングエリアに関しては、休憩所等附帯施設のうち売店等を除く。

別紙2 改築業務及びこれらの工事場所等の概要

工事名称	工事場所	数量
武豊北インターチェンジ（仮称）新設工事	南知多道路	1箇所
りんくうインターチェンジ出口追加工事	知多横断道路	1箇所
大府パーキングエリア（下り線）（仮称）新設工事	知多半島道路	1箇所
阿久比パーキングエリア（上り線）（仮称）新設工事	知多半島道路	1箇所
E T C レーン増設工事	南知多道路	4箇所
	知多半島道路	1箇所
	知多横断道路	1箇所
橋梁床版防水工事	南知多道路	34橋
	知多半島道路	46橋
道路情報板等の機能向上工事	南知多道路	18基
	知多半島道路	38基
	知多横断道路	13基
	中部国際空港連絡道路	7基
可変式速度規制標識	知多半島道路	40基
	南知多道路	6台
	知多半島道路	11台
	知多横断道路	10台
I T V カメラ	中部国際空港連絡道路	6台

別紙3 有する技術の特殊性により参加制限を課す企業

以下に示す企業については、公社が現在運用している料金収受機の整備業務・保守業務に関して契約実績を有しているほか、当該業務を実施するために必要なノウハウを有する企業が極めて限られていることから、構成企業となることは認めないものとする。

- ・株式会社東芝（東京都港区芝浦1－1－1）
- ・三菱重工業株式会社（東京都港区港南2－16－5）
- ・三菱重工メカトロシステムズ株式会社（兵庫県神戸市兵庫区和田宮通5－4－22）

別紙4 「道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者」のうち、協力企業としての参加を限定的に認める業務

公募の開始と同時に新たに開示する公社が締結している契約・協定等のうち、「有料道路自動料金収受システムの共通利用に関する協定」に基づく、有料道路自動料金収受システムの共通利用に係る下記の業務

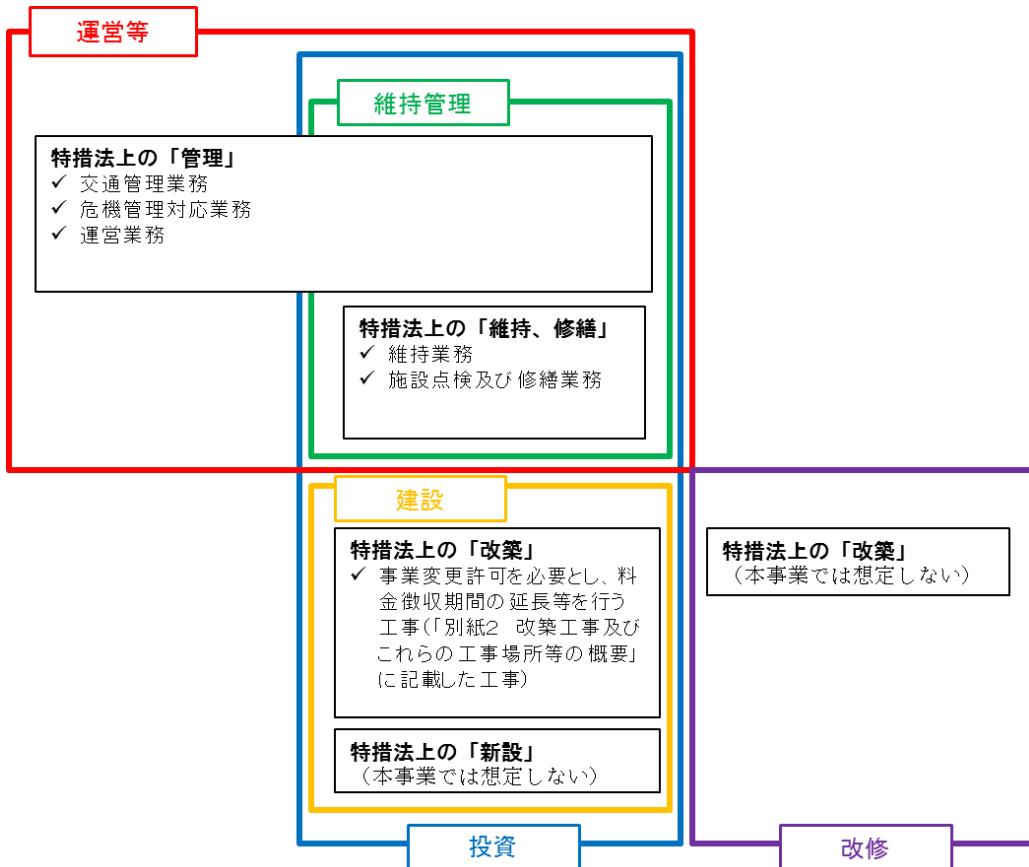
- ✓ 道路事業者共通システムの機器保守、システム運用及びサポートライセンスに係る業務
- ✓ ETC コードカードの別納者への請求事務
- ✓ 計数管理業務
- ✓ ETC マイレージ事務局等の運営業務

公募の開始と同時に新たに開示する公社が締結している契約・協定等のうち、「高速自動車国道等と一般県道日進瀬戸線（名古屋瀬戸道路）との合併徴収業務に伴う料金収受等の委託及び費用負担に関する細目協定」に基づく、名古屋瀬戸道路に係る下記の業務

- ✓ 料金収受業務
- ✓ 料金収受機械等保守整備業務
- ✓ ETC 設備保守業務
- ✓ ETC お客様対応技術支援業務

別紙5 用語の整理

PFI法等、特措法、本事業それぞれにおける用語の意味・関係を整理すると以下のとおりとなる。



※色付の枠：PFI法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営権事業等に関するガイドライン上の用語

黒色の枠：道路特措法並びに実施方針及び要求水準上の用語

(参考) PFI法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営権事業等に関するガイドライン（以下「運営権GL」という。）に基づく用語の定義は以下のとおり

- **運営等**：運営及び維持管理をいう。（PFI法第2条6項）
- **維持管理**：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権GL）
- **建設**：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権GL）
- **投資**：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権GL）
- **改修**：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権GL）